

【旧事業名：福島市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業】

# 高齢者住宅改修助成事業

福島市では、高齢者の方が快適で安全な在宅生活が送れるよう住宅改修に対し工事費の助成を行っております。ただし、利用される方の体の状況によって助成事業が異なります。

- 介護保険における要介護認定を受けている方は、
  - ⇒ 介護保険による住宅改修費の支給を受けられる場合があります。担当のケアマネージャーにご相談ください。
  
- 要介護認定を受けていない方は、
  - ⇒ この「高齢者住宅改修助成事業」の支給を受けられる場合があります。以下の対象要件をご確認ください。↓

## 「高齢者住宅改修助成事業」を利用できる方って？

介護保険における要介護認定で「自立」と認定された方、又は要介護認定を受けていないが、明らかに「自立」相当と認められる方で以下の①から④のすべてに該当する方。

- ①福島市内に住所のある65歳以上である
- ②本人及び世帯全員が市民税非課税である
- ③市税の滞納がない
- ④同じ住所に（共同住宅を除く）介護保険の給付対象者がいない

～ お問い合わせ ～

福島市 長寿福祉課 長寿支援係 電話 525-7657  
FAX 525-5371  
〒960-8002 福島市森合町10番1号 保健福祉センター内

## ★ 1. どんな工事？

利用できる方が、家の中でよく使う箇所を改修することにより、体の状態が悪くならないようにする以下の工事となります。ただし、増築や新築に伴う場合や、劣化に伴う工事、既に着工している（終了している）工事も対象とはなりませんので、ご注意ください。着工前に事前審査が必要です。

- (1) 立ち上がりや体の移動をスムーズにするため手すりを取り付ける
- (2) “つまずかない”、または“膝への負担を減らす”ために段差を解消する
- (3) 滑って転倒しないように廊下や階段などの床材を変更する
- (4) 開き戸を引き戸へ取り替える
- (5) 和式便器を洋式便器へ取り替える

※工事内容の詳細については、次ページ以降をご確認ください。

## ★ 2. いくら？

上記改修工事における合計金額の「9/10」。

ただし千円未満の端数は切り捨てとし、1.8万円が限度額となります

例) 30万円の見積書で、対象となる工事費が20万円の場合。

20万円 × 9/10 → 1.8万円(限度額)の助成を受けることが可能です。

## ★ 3. どうするの？

- (1) 工事内容の検討  
↓
- (2) 最寄りの地域包括支援センターへ連絡  
↓ (申請書の作成)
- (3) 申込み 見積書、平面図、写真(日付入り)  
↓ (受付・審査)
- (4) 助成金額決定の通知が届く  
↓
- (5) 業者さんに連絡して工事を開始  
↓ (工事完了・工事代金支払い)
- (6) 地域包括支援センターへ工事完了の連絡  
↓ (実績報告書の作成)
- (7) 領収書(写)、写真(日付入り)、通帳の写しを提出  
↓ (審査・確認)
- (8) 助成金額の確定の通知と返信用の請求書が届く  
↓ (振込み口座の確認)
- (9) 請求書に押印して市に提出  
↓
- (10) 市から助成金額の振込み

## 施行される事業所さんへ

以下の（１）から（６）の項目ごとに対象となる工事費用を見積書から抽出のうえ、助成金額を積算いたします。見積書の作成においては、（１）から（６）の項目ごとにまとめてくださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、劣化によるリフォーム等や既に着工している（終了している）工事は対象となりませんので、ご注意ください。

工事の名称	工事の内容
（１） 手すりを取り付ける	◎ 手すりを設置する工事 ◎ 手すりを設置するために壁の下地を補強する工事 △ 紙巻器つき手すりは一部のみ対象となります × 両側に手すりを設置する工事は対象となりません
（２） 段差を解消する	◎ 出入口の段差を解消する工事 ・ 玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事 ・ 敷居を撤去する工事 ・ 床を上げる工事 ◎ 階段の勾配を緩やかにする工事 × 浴槽等の取り替え工事は対象になりません
（３） 床材を変更する	◎ 床やタイルを滑りにくくする工事 ◎ 上記工事に伴う下地や根太を補強する工事 ◎ 階段に滑り止めを行う工事
（４） 開き戸を引き戸へ 取り替える	◎ 開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事 ◎ 上記付帯工事 × 取り替えではない扉の新設費用
（５） 和式便器を洋式便器へ 取り替える	◎ 洋式便器の費用 ◎ 洋式便器の設置費用 ◎ 和式便器の撤去費用 ◎ 水洗の和式から洋式に変更する際、配水管の長さや位置を変える工事費用 △ 段差撤去に伴う壁の補修工事は一部のみ対象となります × 水洗化に伴う工事費用は対象とはなりません × 洋式便座における便座のみの取り替え
（６） その他	◎ 対象工事に係る人的費用 ◎ 全体に係る諸経費等

訪問販売で勧誘されるリフォーム工事の苦情が後を絶ちません。

本事業の利用を目的とした飛び込み営業等はお断りしております。

地域包括支援センター	担当地区
<p><b>中央</b> 森合町10-1 Tel.533-8891</p>	<p>◆第1方部（大町・中町・本町・置賜町・柴町・早稲町・上町・杉妻町） ◆第2方部（新町・宮町・北町・仲間町・新浜町・松木町・浜田町・五老内町・北五老内町 豊田町・舟場町・上浜町・花園町・腰浜町・桜木町） ◆第4方部（御山町・森合町・曾根田町・天神町・宮下町・万世町・陣場町） ◆信夫山地区（西養山・南平・金山・狐山・狐塚畑・狐塚・下狐塚・太子堂・大日堂・堂殿 駒山・妻夫石・大明神・御山堂殿・狩野・大山・京塚・大平山・清水山・所窪 児石・山居上・鴉頭森・蟹沢入・立道・小金山・蝦夷穴・熊野山・熊野峠・鶴巻）</p>
<p><b>渡利</b> 渡利字中江町29-3 Tel.515-3135</p>	<p>◆渡利◆南向台◆小倉寺</p>
<p><b>南</b> 田沢字入20 Tel.547-2345</p>	<p>◆蓬莱町◆清水町◆田沢◆郷野目◆鳥谷野◆太平寺◆黒岩◆伏拝</p>
<p><b>清水東</b> 北沢又字番匠田5 Tel.558-7300</p>	<p>◆森合◆泉◆北沢又◆御山</p>
<p><b>清水西</b> 南沢又字水門下160-3 Tel.591-4876</p>	<p>◆南沢又◆野田町（谷地・上谷地・高野・上高野） ◆東中央（2丁目・3丁目）◆西中央◆南中央（2丁目・3丁目）◆北中央◆八島田</p>
<p><b>信陵</b> 大笹生字向平13-1 Tel.557-7773</p>	<p>◆笹谷◆大笹生（飯坂北担当以外）</p>
<p><b>北信東</b> 瀬上町字前川原37-11 Tel.553-1555</p>	<p>◆瀬上町◆宮代◆下飯坂◆沖高</p>
<p><b>第三・東部</b> 春日町14-14 Tel.525-7888</p>	<p>◆第3方部（東浜町・堀河町・八島町・松浪町・入江町・旭町・山下町・春日町・霞町・松山町） ◆五十辺地区（岩谷・山神・大森・立石・北原・猫淵・滝元・坂登・石田・岩ノ前・山際・山居 茶屋下・道前・北ノ前・田中島・館ノ内・館ノ前・蝦貫・矢倉下・遠瀬戸・古川 中荒子・北中川原・高野河原下・上荒子・下荒子・本新畑・松山町・本内南下釜） ◆岡部◆山口◆岡島◆大波◆本内大柳 ◆本内（北中河原・慶二・新畑・中河原・西慶二・東大柳・東慶二・南河原・南慶二・南長割） ◆鎌田（愛宕前・阿良久・大隅・大畑・沖・庚塚・北河原・北山・熊野・熊ノ下・下畑 新川・新割・月ノ輪・月ノ輪山・堤下・天神平・天神平山・寅生・仲森山・西川原 沼・沼添・沼前・早津小屋・船前・古川）</p>
<p><b>北信西</b> 本内字西河原5-76 Tel.552-5544</p>	<p>◆丸子◆北矢野目◆南矢野目◆本内（第三・東部担当以外）◆鎌田（第三・東部担当以外）</p>
<p><b>清明・吉井田</b> 吉倉字谷地52 Tel.546-6222</p>	<p>◆方木田◆吉倉◆八木田◆仁井田 ◆第5方部（荒町・五月町・清明町・御倉町・柳町・矢剣町・南町）</p>
<p><b>西部</b> 土湯温泉町字坂ノ上23 Tel.594-5900</p>	<p>◆佐倉下◆上名倉◆佐原◆荒井◆土湯温泉町</p>
<p><b>飯坂南</b> 飯坂町平野字小深田1-5 Tel.542-8779</p>	<p>◆飯坂町平野</p>
<p><b>飯坂北</b> 飯坂町中野字西高田1-2 Tel.573-6077</p>	<p>◆飯坂町中野・飯坂町茂庭 ◆飯坂町 ◆大笹生（釜平・中沢・中沢西・中道）</p>
<p><b>飯坂東</b> 飯坂町湯野字梁尻1-1 Tel.542-8411</p>	<p>◆飯坂町湯野◆飯坂町東湯野</p>
<p><b>松川</b> 松川町字産子内1-1 Tel.567-5840</p>	<p>◆松川町（三郷・関谷・金沢・水原・沼袋・下川崎） ◆松川町浅川（光が丘・金谷川）</p>
<p><b>信夫</b> 上鳥渡字北河原2-1 Tel.593-0151</p>	<p>◆永井川◆大森◆成川◆上鳥渡◆下鳥渡◆山田◆小田◆平石</p>
<p><b>吾妻東</b> 笹木野字水口下13-1 Tel.555-3522</p>	<p>◆第6方部（太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町・東中央1丁目 南中央1丁目1～18/26-1/26-2/28～32-2/52-1～57/64/76～86/100-2/ 101/103-2/105/106/113～116・南中央4丁目6-1～6-3/6-5/6-6） ◆笹木野</p>
<p><b>吾妻西</b> 在庭坂字志津山6-1 Tel.591-3708</p>	<p>◆下野寺◆上野寺◆町庭坂◆在庭坂◆二子塚◆土船◆庄野◆桜本</p>
<p><b>立子山・飯野</b> 飯野町字西宮平25-1 Tel.562-4110</p>	<p>◆立子山◆飯野町</p>